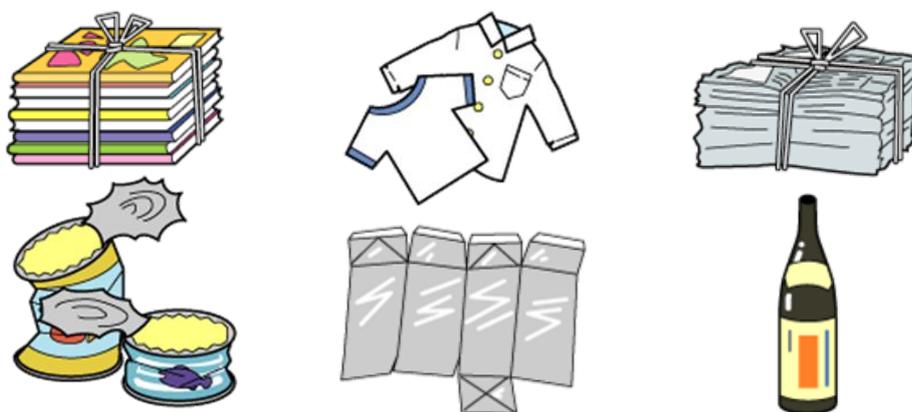


# 国立市資源回収推進奨励金

## の手引き



令和7年4月25日 作成

国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係

# 目 次

1. 資源回収とは・・・・・・・・・・・・・3
  2. 集団回収と行政回収のちがい・・・・・・・・3
  3. 目的・・・・・・・・・・・・・4
  4. 集団回収のメリット・・・・・・・・・・・・・4
  5. 資源回収のながれ・・・・・・・・・・・・・7
  6. 資源回収の始め方・・・・・・・・・・・・・8
  7. 奨励金の交付対象・・・・・・・・・・・・・9
  8. 奨励金の概要・・・・・・・・・・・・・10
  9. 奨励金の申請方法・・・・・・・・・・・・・11
- 資料1. 国立市資源回収奨励金制度による資源回収取引伝票  
について(A)・・・・・・・・12
- 資料2. 国立市資源回収推進奨励金交付申請書の記入(B)・・・13
- 資料3. 主な資源回収協力業者(登録事業者)一覧・・・・・・・・14
- 資料4. 国立市資源回収推進奨励金交付要綱・・・15

## 1 資源回収とは・・・

生活の中から排出される有価資源（古紙・布類・鉄くず等・ビン類 など）を、自治会や子供会、集合住宅の管理組合などの地域住民で組織する営利を目的としない団体が、自主的に回収した資源物を資源回収協力業者へ引き渡し回収する方法です。

## 2 集団回収と行政回収のちがい

	(集団回収)	(行政回収)
回収日	団体と回収業者で決めた日	「ごみの分け方・出し方」 カレンダーに掲載のとおり
回収場所	団体と回収業者で決めた場所	戸建住宅 ⇒ 家の前 集合住宅 ⇒ 建物の集積所 団 地 ⇒ びん・かん置き場
回収品目	新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・布類・シュレッダーごみ 綿・鉄くず・銅・アルミ	可燃ごみ・容器包装プラスチック 不燃ごみ・小型家電・びん・かん 危険物・有害ごみ・紙パック・本 雑誌・雑がみ・新聞紙・古布 ペットボトル・段ボール・剪定ごみ
奨励金	ある	ない

### 3 目 的

ごみの減量、生活環境の保全、資源の有効利用などを目的としています。



### 4 集団回収のメリット

❖ 集団回収を始めると 4 つのメリットがあります ❖

(1) ごみの減量につながります。

「資源物を売却する」という意識に変わることにより、ごみや資源の分別に対する意識が高まり、効率よく資源が集められごみの減量につながります。



## (2) 地域コミュニティの活性化に貢献できます。

資源回収の活動を通して、地域コミュニティの活性化が期待できます。市では、資源物の回収量に応じて奨励金を交付しています。今後の地域活動にご活用いただけます。



## (3) 資源物の品質向上が期待できます。

資源物の品質向上は、リサイクル可能物を増加させ市場価格の向上や環境意識の向上につながります。一般的に集団回収の資源物の方が、行政回収より品質が良いと言われています。それは、市民のみなさんの自主的な分別指導や回収などの機会となるため、住民意識がさらに高くなるからと考えられます。

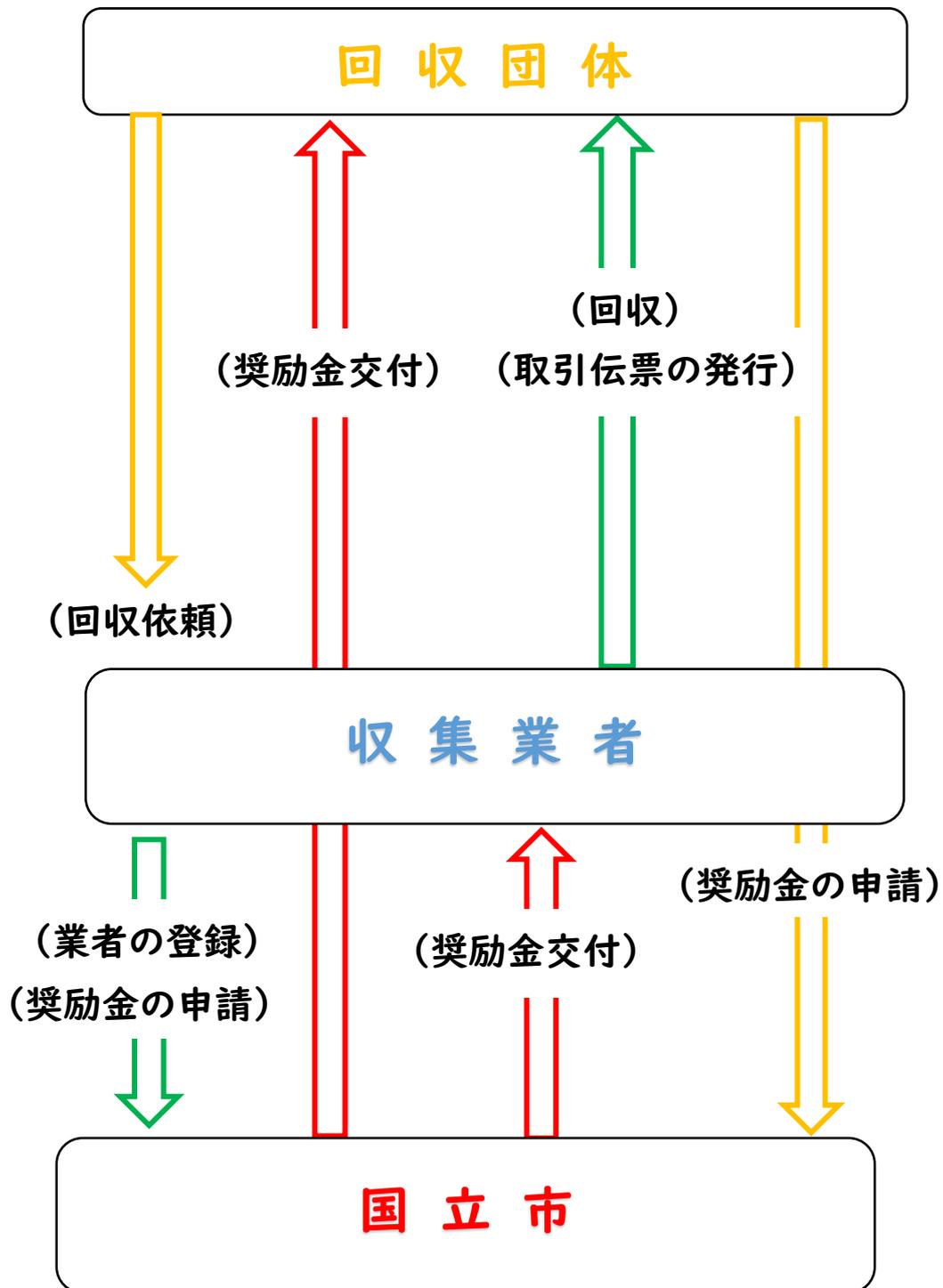


(4) ごみ処理・リサイクルコストが削減できます。

行政回収における資源回収では、収集運搬費や中間処理費といったコストがかかります。一方、集団回収（資源回収）では収集運搬などを民間業者（回収業者）が行うため、自治体のコストが削減できます。



5 資源回収のながれ



業者:緑 団体:黄 市:赤

## 6 資源回収の始め方

### (1) 回収品目・回収場所・回収日を決める

資源回収に、参加する団体のみなさんで、「何を資源回収(集団回収)で出すか?」や「どこに出すか?」、「いつ回収に来てもらうか?」等について参加するみなさんで決めましょう。



### (2) 回収業者を決める

- ①資源回収協力業者のいずれかに問い合わせをする。(業者の詳細については、資料3を参照してください。)

※業者によって収集品目がちがいます

- ②収集品目、収集日(頻度)、収集場所などを業者と貴団体で取りまとめ契約

### (3) 資源回収事業実施団体の登録

国立市の資源回収推進奨励金を受けようとする時は、ごみ減量課への登録が必要です。「資源回収事業実施団体登録申請書」を提出してください。後日、「資源回収事業実施団体登録証」を郵送します。

※登録申請書は、市ホームページもしくは、ごみ減量課窓口にて入手できます。

※郵送しました「資源回収事業実施団体登録証」は大切に保管してください。

提出先:ごみ減量課清掃係

### (4) 登録内容の変更

団体名、代表者名、所在地、振込口座情報等が変更になった時には、「登録内容変更届」の提出が必要です。

※代表者と口座名義人が異なる場合には、委任状が合わせて必要です。

※登録申請書は市ホームページもしくは、ごみ減量課窓口にて、入手できます。

提出先:ごみ減量課清掃係

## (5)参加世帯へのPR

集団回収(資源回収)を始めた事を参加世帯などの関係する方へ回収日や、収集品目、収集場所などをお知らせしましょう。また、奨励金の使い方などについても周知しておきましょう。このようなことが、積極的に協力参加してもらうためには大切になります!

### ※参考

【ステップ1】 回収品目を決める — P. 8

【ステップ2】 回収業者を決めて  
契約する — P. 8

【ステップ3】 資源回収事業実施  
団体の登録 — P. 8

【ステップ4】 参加団体のPR — P. 9

※【ステップ3】の登録情報に変更が生じた際には、8ページの「(4)登録内容の変更」をご確認ください。

## 7 奨励金の交付対象

### (1)奨励金の対象品目は

- ① 紙類  
(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、シュレッダーごみ)
- ② 繊維類  
(布類、綿)
- ③ 金属類  
(鉄くず、アルミ、銅)
- ④ ビン類  
(酒、しょう油、ビール、コーラ、サイダー、ジュース)

※ペットボトルは、資源回収奨励金の対象外です。

## 8 奨励金の概要

### (1)活動と奨励金の申請期限

資源回収奨励金の交付時期は、一年度中に4回あります。回収時期と申請期限については、概ね下記ようになります。

※申請期限等については、市報で改めてお知らせしますので必ずご確認ください。

【第1回】	〔回収時期〕	4月から6月
	〔申請期限〕	<u>6月末日</u>

【第2回】	〔回収時期〕	7月～9月
	〔申請期限〕	<u>9月末日</u>

【第3回】	〔回収時期〕	10月～12月
	〔申請期限〕	<u>12月末日</u>

【第4回】	〔回収時期〕	1月～3月
	〔申請期限〕	<u>3月末日</u>

### (2)奨励金の単価

<u>紙類</u>	<u>9円/kg</u>
-----------	--------------

<u>繊維類</u>	<u>9円/kg</u>
------------	--------------

<u>金属類</u>	<u>9円/kg</u>
------------	--------------

<u>ビン類</u>	<u>7円/本</u>
------------	-------------

## 9 奨励金の申請方法

(1) 必要な書類は・・・

- ① 業者が発行する取引伝票（市控）（A）
- ② 国立市資源回収推進奨励金交付申請書（B）が必要です。

(2) 取引伝票（A）について

取引伝票（「国立市資源回収奨励金制度による資源回収取引伝票」）は、資源物の回収日ごとに業者から発行されます。「団体控」と「市控」の2枚が各団体へ引き渡されますので、申請まで大切に保管してください。

(3) 申請書（B）の入手方法

申請書（「国立市資源回収推進奨励金交付申請書」）は、市ホームページ（「資源回収奨励金」）もしくは市役所ごみ減量課の窓口にて入手できます

(4) 申請書（B）の記入

申請書の記入については、申請者もしくは貴団体の担当者の方にすべて記入をしていただきます。詳細は、「資料1（数値（回収量）の根拠書類）」および、「資料2（申請書の記入）」を参考にご記入してください。

※記入もれ等がある場合、奨励金の支払いが次回以降になってしまう可能性があります。

# 資料1 国立市資源回収奨励金制度による資源回収取引伝票 について(A)

❀ 買上量の箇所に記載されている数値に注目してください ❀

第5号様式  
国立市資源回収奨励金制度  
による資源回収取引伝票  
(市 控)

住 所

団体名 \_\_\_\_\_ 様

平成 年 月 日

	単価	買上量 (kg)	買上量 (円)
① 新聞			
② 雑誌			
③ 段ボール			
布 類			
③ 鉄くず			
アルミ・銅			
④ 酒・しょう油			
④ ビール			
④ サイダー			
④ ジュース			
④ その他			
合 計			

伝票発行業者

[各品目の種別]

「新聞」「雑誌」「段ボール」

－ ①紙類

※「シュレッダーごみ」「牛

乳パック」は、紙類に加算

「布類」「綿」－ ②繊維類

「鉄くず」「アルミ・銅」

－ ③金属類

「酒・しょう油」「ビール」

「コーラ」「サイダー」

「ジュース」－ ④ビン類

種別ごとの買上量の合計

値を申請書内訳欄の数量

に記入する。

右記、シュレッダーごみと牛乳パ  
ックは「その他」に記載あり

## 資料2 国立市資源回収推進奨励金交付申請書の記入(B)

第6号様式

登録番号第 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

団体の所在地・団体名・代表名・電話番号を記入

国立市資源回

国立市長殿

申請者住所 東京都国立市 ○○○ 1-2-3

登録団体名 ○○○○管理組合

代表者 国立 一郎

電話 042-576-2111

団体印と代表者印を押印

奨励金 回収推進

内訳欄の金額の合計額

額 1220 円

資料1の取引伝票を基に種別ごとの回収量と各単価を乗じた金額を記入

内 訳	繊維類	50	kg×9円=	450 円
	金属類	40	kg×9円=	360 円
	ビン類	30	kg×9円=	
		20	本×7円=	

奨励金の振込先口座情報

○銀行 支店

ごみ減量課受付NO.

振込口座名 (名義) ○○○○かんりくみアイカイチョウクニタチイロウ

振込口座番号 普通・当座・その他( ) 1234567

添付書類 登録業者が発行した資源回収取引伝票(市控)

### 資料3 主な資源回収協力業者（登録事業者）一覧

業者名	所在地	電話番号	回収可能品目																		
			新聞紙	雑誌	ダンボール	紙パック	シュレッダーごみ	布類	綿	鉄くず	アルミ・銅	ピン類									
山田商店	国立市北3-40-3	042-522-7685	○	○	○	○	○	○													
(株)トリデ	府中市西原町4-17-53	042-576-9750	○	○	○																
(株)小池商店	府中市四谷6-56	042-363-2596	○	○	○																
(株)丸山商店	国立市谷保7-18-13	042-573-3479	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (酒・ビールのみ)
(株)光栄和	国立市富士見台1-14-2	042-574-9600	○	○	○																
(株)イズミ環境マテリアル	国立市泉4-7-2	042-575-2701	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(株)リスト	国立市泉1-8-3	042-571-0010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(株)ますや	国分寺市南町2-6-12	042-322-5735	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
紙材開発(株)	埼玉県新座市本多1-11-3	048-482-0030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※最新の受付状況については、直接業者へご確認くださいませますようお願いいたします。



## 資料4 「国立市資源回収推進奨励金交付要綱」

○国立市資源回収推進奨励金交付要綱

平成2年3月16日訓令（甲）第4号

### 改正

平成5年3月18日訓令（甲）第7号

平成7年5月26日訓令（甲）第22号

令和6年1月18日訓令第3号

### 国立市資源回収推進奨励金交付要綱

国立市資源回収推進奨励金交付要綱（昭和55年4月国立市訓令（甲）第22号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この要綱は、生活の中から排出される再生可能な有価資源（以下「資源」という。）を回収する団体及び業者に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量、生活環境の保全及び資源の有効利用を図ることを目的とする。

（交付対象）

**第2条** 奨励金の交付対象となる団体は、市内の自治会、婦人会、生活学校、子供会、スポーツ団体等地域住民で組織する営利を目的としない団体（以下「団体」という。）とする。

2 奨励金の交付対象となる業者は、団体から資源を回収するもので、資源回収を業としている事業者のうち国立市において登録証の交付を受けたものとする。

（登録）

**第3条** 奨励金の交付を受けようとするものは、資源回収事業実施団体登録申請書（第1号様式）又は資源回収業者登録申請書（第2号様式）を市長に提出し登録を受けなければならない。

2 市は、前項の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）及び業者（以下「登録業者」という。）に対して資源回収事業実施団体登録証（第3号様式）又は資源回収業者登録証（第4号様式）を交付するものとする。

（資源の引き渡し）

**第4条** 登録団体が回収した資源は登録業者に引き渡すものとする。その際、登録業者は登録団体に、国立市資源回収奨励金制度による資源回収取引伝票（第5号様式。以下「取引伝票」という。）に単価、買上量、買上額及び発行業者名を明記したものを発行する。

（交付申請）

**第5条** 登録団体は、奨励金を受けようとするときは資源回収推進奨励金交付申請書（第6号様式）に、業者が発行する取引伝票の写しを添えて市長に申請するものとする。

2 登録業者は、奨励金を受けようとするときは資源回収推進協力業者奨励金交付申請書（第7号様式）に、登録団体に発行した取引伝票の写し及び資源回収量団体別内訳表（第8号様式）を添えて市長に申請するものとする。

3 前2項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が国立市の休日を定める条例（平成3年6月国立市条例第17号）第1条第1項に規定する市の休日当たるときは、順次前日に繰り上げた日）までに行うものとする。

（1） 4月から6月までの間に引き渡された資源に係る申請 7月末日

（2） 7月から9月までの間に引き渡された資源に係る申請 10月末日

（3） 10月から12月までの間に引き渡された資源に係る申請 1月末日

（4） 1月から3月までの間に引き渡された資源に係る申請 4月末日

4 第1項に規定する申請に添える取引伝票は、その申請の日の前1年以内に発行されたものでなければならない。ただし、特別の事情があると認めるものについてはこの限りでない。

（奨励金の基準及び交付額）

**第6条** 登録団体への奨励金は、別表第1に定める基準により、登録業者への奨励金は、別表第2に定める基準により交付する。ただし、登録業者への奨励金は、その申請に添付した取引伝票の写しと、登録団体からの申請に添付された取引伝票の写しが一致したものに限って交付する。

2 市長は、古紙等標準売値が高騰したと認めるときは、別に定める基準により期間を定め、その期間内に行われた資源の取引については、登録業者への奨励金交付の対象としないものとする。

3 前項に規定する期間は、その初日の3カ月前までに公示するとともに登録業者に通知するものとする。

(交付決定)

**第7条** 市長は、第5条の申請に基づき内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに資源回収推進奨励金交付決定通知書(第9号様式)又は資源回収推進協力業者奨励金交付決定通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付)

**第8条** 奨励金の交付は、前条の規定による通知の日から1か月以内に行うものとする。

(変更)

**第9条** 登録団体及び登録業者は、登録申請した内容に変更が生じた場合は市長に登録内容変更届(第11号様式)を提出しなければならない。

(登録の取消し等)

**第10条** 市長は、登録団体及び登録業者が次の各号に該当するときは、そのものの登録を取り消し、第3条第2項の規定により交付された登録証を返還させるものとする。

- (1) 市内の資源回収の取引において、不正な行為があったとき。
- (2) 奨励金の申請内容に、虚偽があったとき。
- (3) 登録取消しの申し出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消すべき事由が発生した日以降に行われた資源の取引について交付した奨励金がある場合は、その返還を命ずるものとする。ただし、特別の事情があると認めるものについてはこの限りでない。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に行われた取引に係る奨励金については、第5条の規定にかかわらず、この要綱による改正前の国立市資源回収推進奨励金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)第4条の規定を適用する。
- 3 改正前の要綱第3条第2項の規定に基づき平成2年3月31日までに資源回収業者として登録されているものは、第3条第1項に規定する登録を受けたものとみなす。
- 4 改正前の要綱により作成した帳票及び様式類で用紙の現に存するものは、当分の間これを使用することができる。

付 則（平成5年3月18日訓令（甲）第7号）

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に行われた取引に係る奨励金の額については、なお従前の例による。

付 則（平成7年5月26日訓令（甲）第22号）

この要綱は、平成7年6月1日から適用する。

付 則（令和6年1月18日訓令第3号）

- 1 この訓令は、令和6年1月18日から施行する。
- 2 改正後の国立市資源回収推進奨励金交付要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に申請する奨励金について適用し、同日前に申請した奨励金については、なお従前の例による。

別表第1

登録団体への奨励金

区分	回収品目	金額
紙類	新聞紙 雑誌 段ボール等	1 kgにつき 9円
繊維類	布類 綿	1 k g につき 9円
金属類	鉄くず アルミ・銅 その他これらに類するもの	1 k g につき 9円
ビン類	酒・しょう油ビン ビールビン コーラビン等	1本につき 7円

別表第2

登録業者への奨励金

区分	回収品目	金額
紙類	新聞紙 雑誌 段ボール等	1 kgにつき 3円
繊維類	布類 綿	1 k g につき 3円
金属類	鉄くず アルミ・銅 その他これらに類するもの	1 k g につき 3円
ビン類	酒・しょう油ビン ビールビン コーラビン等	1本につき 3円

**国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係**  
**電話 042-576-2111**